

千葉県中山間ふるさと・水と土保全対策支援事業の運用

平成18年5月17日 制定

平成24年3月26日 一部改正

平成29年6月23日 一部改正

(事業主体と活動主体)

第1 実施要領第3の(2)で掲げられた「NPO」とは、市民が主体となって継続的、自発的に社会貢献活動を行う営利を目的としない民間団体を指し、法人格を有する特定非営利活動法人及び法人格を有しない任意団体を含むものとする。

(事業内容等)

第2 実施要領第4で定められた別表の3. 対象経費の詳細は以下のとおりとする。

事業	事業項目	対象となる経費
3(1) 調査研究事業	イ 地域で開催されるワークショップ及びふるさと保全マップづくり、地域共同活動計画策定等に関する諸費用	会場借上げ費、食糧費(酒類を除く飲料等)、パンフレット印刷費、保全マップの作成費用、ふるさと保全マップづくり等で野外活動をする際の参加者に対する傷害保険料等
	ロ 地域アンケート調査等に関する諸費用	会場借上げ費、アンケート集計等に要する経費、調査帳票印刷費等
3(2) 推進事業	イ 農作業体験学習、生態系保全活動等学校教育との連携による諸活動、都市部住民との交流等、農地や土地改良施設を維持保全するための活動で、かつ農業農村が有する多面的機能を維持発揮させる各種取組みに要する経費	会場借上げ費、食糧費(酒類を除く飲料等)、車両借上げ費、講師謝礼、ポスター、パンフレット等印刷費、学校と連携した取組の際に必要な就学児童への傷害保険料、その他取組みに必要な経費等
	ロ 農地や土地改良施設の維持保全活動を行う地域共同活動に必要な資材・簡易な機材の購入費用	安全確保のための必要最低限度の仮設資材(土のう、木柵土留材、土木シート、足場材(鋼材、木材)等)、現地案内板、標識・説明板、植栽に関する資材等
	ハ 地域共同活動に必要な機械・機具等の借り上げ費用	小型バックホウ、トラック、自走式草刈り機等の借り上げ費用等
	ニ その他、推進事業に必要と認められる経費	生き物調査、生物生息調査等で使用される簡易な測定器具及び捕獲器具等の購入費用、ふるさと保全指導員に支払われる交通費(実費のみ)、農地・土地改良施

		設を保全するための最小限度の用地の 借り上げ費用等
--	--	------------------------------

第3 実施要領第4で定められた別表の4. 補助の対象としない事業及び経費の(2)「除草、草刈り等毎年行っている維持管理作業」とは、日常定期的に行われている軽作業を指し、農地・水保全管理支払交付金(旧農地・水・環境保全向上対策)で取り組まれる事業活動を含む。